

## 違法風俗店除条項（参考例）

（違法風俗店等の排除について）

乙（借り主）が次の各号の一に該当したときは、甲（貸し主）は何らの催告を要せず本契約を解除することができ、乙は本物件を直ちに明け渡さなければならない。

- (1) 保健所又は広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の届出・許可を受けないで飲食店営業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）に規定する営業を営んだとき
- (2) 乙が、性風俗関連特殊営業に係る届出書を公安委員会に提出したものの当該届出書の提出があった旨記載された書面（以下「届出確認書」という。）の交付を公安委員会から拒否された者であることが判明したとき
- (3) 甲が乙に届出確認書の提示を請求したときに乙が当該届出確認書の提示をしないとき
- (4) 本件建物・共用部分その他本件建物周辺において、他の入居者の使用に著しい妨害を与えたとき又は他の入居者及び近隣者等に迷惑となる行為（呼び込み、ビラ撒き、看板の違法設置等）その他建物に損害を及ぼすような行為をしたとき
- (5) 賭博、わいせつ行為等公序良俗に反する営業及びそれに類似する行為があったとき
- (6) 捜査当局の介入のある事件を起こしたとき（風営法の規定による行政処分を受けた場合も含む）

注：(2)及び(3)の項目については、平成17年11月7日に公布された改正風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく規定であるため、同法律が施行される平成18年5月1日からの契約書に盛り込むこととなります。